

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療提供体制推進事業費補助金（以下「統合補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この統合補助金は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために国が交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項に規定する広域連合（以下「広域連合」という。）の長は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、統合補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるときは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を第 1 号様式により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、医療機器の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付の対象事業)

- 4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 救急医療対策事業

昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事

業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 小児初期救急センター運営事業
- イ 共同利用型病院運営事業
- ウ ヘリコプター等添乗医師等確保事業
- エ 救命救急センター運営事業
- オ 小児救命救急センター運営事業
- カ ドクターヘリ導入促進事業
- キ 救急救命士病院実習受入促進事業
- ク 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の普及啓発事業
- ケ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業
- コ 救急・周産期医療情報システム機能強化事業
- サ 救急患者退院コーディネーター事業
- シ 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業

（２）周産期医療対策事業等

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330011 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 周産期医療対策事業
- イ 周産期母子医療センター運営事業
- ウ ＮＩＣＵ等長期入院児支援事業
 - （ア） 地域療育支援施設運営事業
 - （イ） 日中一時支援事業
- エ 妊婦の診療に係る医療提供体制整備事業

（３）看護職員確保対策事業

平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業
- イ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業
- ウ 助産師活用推進事業

（４）歯科保健医療対策事業

平成 15 年 4 月 4 日医政発第 0404001 号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき実施する歯科医療安全管理体制推進特別事業

（５）院内感染地域支援ネットワーク事業

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330009 号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」（以下「院内感染対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する院内感染地域支援ネットワーク事業

（６）地域医療対策事業

平成 21 年 3 月 27 日医政発第 0327039 号厚生労働省医政局長通知「地域医療対策事業の実施について」に基づき実施する医療連携体制推進事業

（７）医療提供体制設備整備事業

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

- （ア）休日夜間急患センター設備整備事業
- （イ）小児初期救急センター設備整備事業
- （ウ）病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
- （エ）救命救急センター設備整備事業
- （オ）高度救命救急センター設備整備事業
- （カ）小児救急医療拠点病院設備整備事業
- （キ）小児集中治療室設備整備事業
- （ク）病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業

イ 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成 13 年 4 月 26 日医政発第 484 号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する遠隔医療設備整備事業（小児救急医療に係るものに限る。）

ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業

- （ア）小児医療施設設備整備事業
- （イ）周産期医療施設設備整備事業
- （ウ）地域療育支援施設設備整備事業

エ 共同利用施設設備整備事業

昭和 59 年 10 月 25 日健政発第 263 号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

- （ア）公的医療機関等による共同利用施設
- （イ）地域医療支援病院の共同利用部門

オ 平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- （ア）基幹災害拠点病院設備整備事業
- （イ）地域災害拠点病院設備整備事業
- （ウ）NBC 災害・テロ対策設備整備事業
- （エ）航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業

- (オ) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業
- (カ) 医療施設非常用通信設備整備事業
- (キ) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業

カ 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

昭和 59 年 9 月 21 日健医発第 339 号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業

キ H L A 検査センター設備整備事業

平成 8 年 5 月 10 日健医発第 603 号厚生省保健医療局長通知「H L A 検査センターの設備整備事業について」に基づき実施する H L A 検査センター設備整備事業

ク 院内感染対策設備整備事業

「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業

ケ 環境調整室設備整備事業

平成 14 年 3 月 29 日健発第 0329023 号厚生労働省健康局長通知「環境調整室の整備事業について」に基づき実施する環境調整室設備整備事業

コ 内視鏡訓練施設設備整備事業

平成 17 年 3 月 25 日医政発第 0325009 号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づき実施する内視鏡訓練施設設備整備事業

サ 医療機関アクセス支援車整備事業

平成 20 年 4 月 25 日医政発第 0425004 号厚生労働省医政局長通知「医療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づき実施する医療機関アクセス支援車整備事業

(8) アスベスト対策事業

平成 18 年 2 月 3 日医政発第 0203005 号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づき実施するアスベスト除去等整備促進事業

(9) 医療コンテナ活用促進事業

災害医療対策事業等実施要綱に基づき実施する医療コンテナ活用促進事業

(事業者)

- 5 交付対象事業を実施できる者は、別表 1 の第 1 欄に掲げる事業分類及び第 2 欄に掲げる事業区分毎に、第 3 欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別表 1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	ク 自動体外式除細動器(AED)の普及啓発事業 ケ 救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)運営事業 コ 救急・周産期医療情報システム機能強化事業	都道府県
	ウ ヘリコプター等添乗医師等確保事業	地方公共団体
	ア 小児初期救急センター運営事業 イ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救命救急センター運営事業 カ ドクターヘリ導入促進事業 キ 救急救命士病院実習受入促進事業 サ 救急患者退院コーディネーター事業 シ 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	地方公共団体(広域連合を含む ^(注1))、地方独立行政法人、公的団体 ^(注2) 及び厚生労働大臣が適当と認める者 ^(注3)
	エ 救命救急センター運営事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業 エ 妊婦の診療に係る医療提供体制整備事業	都道府県
	イ 周産期母子医療センター運営事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	ウ NICU等長期入院児支援事業 (ア) 地域療育支援施設運営事業 (イ) 日中一時支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(3) 看護職員確保対策事業	ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	イ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業	厚生労働大臣が適当と認める者
	ウ 助産師活用推進事業	都道府県
(4) 歯科保健医療対策事業	歯科医療安全管理体制推進特別事業	都道府県
(5) 院内感染地域支援ネットワーク事業	—	都道府県
(6) 地域医療対策事業	医療連携体制推進事業	都道府県

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(7) 医療提供体制設備整備事業	ア (キ) 小児集中治療室設備整備事業 (ク) 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業 イ 小児救急遠隔医療設備整備事業 エ (イ) 地域医療支援病院の共同利用部門 オ (ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業 (オ) 災害拠点精神科病院等設備整備事業 (キ) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	オ (エ) 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業	都道府県
	オ (カ) 医療施設非常用通信設備整備事業	厚生労働大臣が適当と認める者
	ケ 環境調整室設備整備事業	都道府県及び指定都市
	サ 医療機関アクセス支援車整備事業	都道府県及び市町村
	上記(ア(キ)、ア(ク)、イ、エ(イ)、オ(ウ)、オ(エ)、オ(オ)、オ(カ)、オ(キ)、ケ及びサ)以外の事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(8) アスベスト対策事業	アスベスト除去等整備促進事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(9) 医療コンテナ活用促進事業	ー	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者

(注1) 別添3参照。

(注2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。

(注3) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。

(交付額の算定方法)

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次の i から ii により算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i 次の(1)から(9)により交付算定基礎額を算出する。

(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑧により算出された額の

合計額とする。

① 4の(1)のアの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村(特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。)が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(1)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(1)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を

交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額（ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア) により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額）に別表 3 の第 3 欄に定める係数 a を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 4 の (1) のク、ケ及びコの事業

ア 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4 の (1) のエの事業

ア 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 3 の第 3 欄に定める係数 a（別表 2 の第 3 欄がドクターカーの場合は、4 分の 3）を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める係数 b（別表 2 の第 3 欄がドクターカーの場合は、3 分の 2）を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑥ 4 の (1) のオ及びサの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（(イ) により選定された額の 3 分の 3 から 3

分の1の範囲内の額とする。ウ（ウ）において同じ。^{（注）}とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業
に対して都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額
とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控
除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と
、都道府県が補助する額と市町村が補助する額（（イ）により選定され
た額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）とを比較して最も
少ない額を交付算定基礎額とする。

⑦ 4の（1）のカの事業

ア 都道府県又は広域連合が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額
とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄付
金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定
める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県又は広域連合が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額
とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄付
金その他の収入額を控除した額と都道府県又は広域連合が補助する額と
を比較して最も少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付
算定基礎額とする。

⑧ 4の（1）のキの事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額
とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控
除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得
た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額
とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控
除した額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額に第6欄に
定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑨ 4の(1)のシの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。

① 4の(2)のア及びエの事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(2)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分

の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(2)のウの(ア)の事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額(イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(2)のウの(イ)の事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

① 外国人看護師候補者就労研修支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額を交付算定基礎額とする。

② 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

ア 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額を交付算定基礎額とする。

③ 助産師活用推進事業

ア 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(4) 歯科保健医療対策事業

ア 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(5) 院内感染地域支援ネットワーク事業

ア 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを地域ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(6) 地域医療対策事業

ア 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(7) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからセにより算出された額とする。

ア 4の(7)のア(アの(ウ)、(キ)及び(ク)の事業を除く)からウ(ウの(ウ)の事業を除く)、オの(ア)(医療機器等の整備に限る。)及び(イ)(医療機器等の整備に限る。)並びにクの事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数a(4の(7)のアの(エ)のうち別表2の第3欄がドクターカーの場合は、4分の3)を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数b(4の(7)のアの(エ)のうち別表2の第3欄がドクターカーの場合は、3分の2)を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 4の(7)のアの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額を比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額を比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ウ 4の(7)のアの(キ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c b により選定された額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（b により選定された額の 3 分の 3 から 3 分の 1 の範囲内の額とする。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

エ 4 の（7）のウの（ウ）の事業

- (ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ) により選定された額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（(イ) により選定された額の 2 分の 2 から 2 分の 1 の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

オ 4 の（7）のエの（ア）事業

- (ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

カ 4 の（7）のエの（イ）及びサの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し

た額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

キ 4の(7)のオの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ク 4の(7)のオの(エ)の事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ケ 4の(7)のオの(ア) (医療機器等の整備を除く。)及び(イ) (医療機器等の整備を除く。)、カ並びにキの事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額と

する。

コ 4の(7)のオの(オ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(bにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

サ 4の(7)のオの(カ)の事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

シ 4の(7)のアの(ク)及びオの(キ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ス 4の(7)のケの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 指定都市が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

セ 4の(7)のコの事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(8) アスベスト対策事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して最も少ない額を交付算定基礎額とする。

(9) 医療コンテナ活用促進事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ii iにより算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後的評価に基づき合計した額を交付基礎額とする。

別表 2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	ア 小児初期救急センター運営事業	—	1 か所当たり 2,550千円	小児初期救急センターの運営に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。）	3 分の 1
	イ 共同利用型病院運営事業	—	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 休日 A、休日 B 及び夜間 1 地区当たり 71,450円×診療日数 (ただし、休日 B の土曜日と休日 A の日曜日に連続して事業を行う場合は、2 日間を 1 回として次の算式により加算する。 13,570円×診療回数) (2) 休日 C 1 地区当たり 35,720円×診療日数 (注) (1) 診療日の設定方法については、別添 1 に定めるところによるものとする。 (2) 診療日数は、地区における事業日数とする。	共同利用型病院運営事業に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）	3 分の 1
	ウ ヘリコプター等添乗医師等確保事業	—	添乗者 1 人当たり 8,190円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費（死亡時に支払われる補償分相当分の保険料）	3 分の 1
	エ 救命救急センター運営事業	救命救急センター	1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添 2 に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 (ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に 1 /	救命救急センターの運営に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、旅費、備品費（図書）、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費）、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、研究研修費、	3 分の 1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
			2 を乗じるものとする。) ① 30床以上の運営の場合 $171,675 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ (ただし、30床未満21床以上の運営の場合は、1床当たり $4,677 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ を減額する。) ② 20床の運営の場合 $124,897 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ (ただし、20床未満の運営の場合(平成19年度以前に整備されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行っており平成20年度において整備されたものに限る。)は、1床当たり $2,573 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ を減額する。) ③ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 $13,272 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$ (ただし、別添2に定める充実段階がSまたはAの場合に限り算定するものとする。) ④ 脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 $13,272 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$ (ただし、別添2に定める充実段階がSまたはAの場合に限り算定するものとする。) ⑤ 小児救急専門病床に医師及び専任の看護師を確保する場合 $55,995 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$ ⑥ 重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合 $13,272 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$ (2) 在日外国人にかかる前年度の未収金 (1 か月 1 人当たり20万円	減価償却費、資産減耗費	

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
			超)に限って20万円を超える部分		
		地域救命救急センター	1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑤により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 (ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に1/2を乗じるものとする。) ① 10床の運営の場合 $99,166 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ (ただし、11床以上 20床未満の運営の場合は、1床当たり5,589千円×運営月数/12を加算する。) ② 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 $13,272 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$ (ただし、別添2に定める充実段階がSまたはAの場合に限り算定するものとする。) ③ 脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 $13,272 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$ (ただし、別添2に定める充実段階がSまたはAの場合に限り算定するものとする。) ④ 小児救急専門病床に医師及び専任の看護師を確保する場合 $55,995 \text{ 千円} \times \text{確保月数} / 12$ ⑤ 重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合	地域救命救急センターの運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、研究研修費、減価償却費、資産減耗費	3分の1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
			13,272千円×確保月数 ／12 (2) 在日外国人にかかる前年度の未収金 (1か月1人当たり20万円超)に限って20万円を超える部分		
		ドクターカー	ドクターカーの運転手を確保する場合 4,701千円×確保月数 ／12	ドクターカーの運用に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、消耗品費、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)	2分の1
	オ 小児救命救急センター運営事業	小児救命救急センター	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 202,607千円×運営月数 ／12 (2) 研修事業を行っている場合 1か所当たり 9,007千円	小児救命救急センターの運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、光熱水料、燃料費、研究研修費、減価償却費	3分の1
		地域小児救命救急センター	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 69,627千円×運営月数 ／12 (2) 医師派遣・招聘を行う場合 1人当たり 4,953千円	地域小児救命救急センターの運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、光熱水料、燃料費、医師派遣・招聘に係る費用、減価償却費	3分の1
	カ ドクターヘリ導入促進事業	—	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 日中飛行分 ① ドクターヘリ運航経費 1機当たり(厚生労働大臣が特に必要と認める場合を除き、同一基地病院につき1機に限る。)	ドクターヘリの運航に必要な委託費(ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補	2分の1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
			※代替機は除く。 ア 位置情報把握システム を利用している場合 (ア) 年間飛行時間 50 時 間未満 289,156 千円×運 営月数／12 (イ) 年間飛行時間 50 時 間以上 100 時間未満 299,156 千円×運 営月数／12 (ウ) 年間飛行時間 100 時間以上 150 時間未 満 309,156 千円×運 営月数／12 (エ) 年間飛行時間 150 時間以上 200 時間未 満 319,156 千円×運 営月数／12 (オ) 年間飛行時間 200 時間以上 250 時間未 満 329,156 千円×運 営月数／12 (カ) 年間飛行時間 250 時間以上 300 時間未 満 339,156 千円×運 営月数／12 (キ) 年間飛行時間 300 時間以上 350 時間未 満 349,156 千円×運 営月数／12 (ク) 年間飛行時間 350 時間以上 359,156 千円×運 営月数／12 イ 位置情報把握システム を利用していない場合 (ア) 年間飛行時間 50 時 間未満 287,356 千円×運 営月数／12	償費(航空保険料))	

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
			(イ) 年間飛行時間 50 時間以上 100 時間未満 297,356 千円 × 運営月数 / 12 (ウ) 年間飛行時間 100 時間以上 150 時間未満 307,356 千円 × 運営月数 / 12 (エ) 年間飛行時間 150 時間以上 200 時間未満 317,356 千円 × 運営月数 / 12 (オ) 年間飛行時間 200 時間以上 250 時間未満 327,356 千円 × 運営月数 / 12 (カ) 年間飛行時間 250 時間以上 300 時間未満 337,356 千円 × 運営月数 / 12 (キ) 年間飛行時間 300 時間以上 350 時間未満 347,356 千円 × 運営月数 / 12 (ク) 年間飛行時間 350 時間以上 357,356 千円 × 運営月数 / 12 ② 搭乗医師・看護師確保経費 1 か所当たり 17,917 千円 × 運営月数 / 12 ③ 運航連絡調整員確保経費 1 か所当たり 1,942 千円 × 運営月数 / 12	ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料) ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費(職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、社会保険料(非常勤))、委託費(上記経費に該当するもの。)	

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
			④ ドクターヘリ運航調整委員会経費 1 か所当たり 3,542千円 ⑤ ドクターヘリレジストリ構築経費 1 か所当たり 1,086千円 (2) 夜間飛行(運航時間延長)分 ① ドクターヘリ運航経費 1 か所当たり 33,343千円×運営月数 ／12 ② 搭乗医師・看護師確保経費 1 か所当たり 17,917千円×運営月数 ／12 ③ 照明器具設置経費 1 か所当たり 22,000千円	ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な諸謝金(委員謝金)、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料(会場借料)、会議費 ドクターヘリのレジストリ構築に必要な給与(職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、社会保険料(非常勤))、委託費(上記経費に該当するもの。) ドクターヘリの運航に必要な委託費(ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費(航空保険料)) ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料) 夜間搬送(運航時間の延長)のための照明器具設置に必要な職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費(照明機器)、消耗品費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料(照明機器)、社会保険料(非常勤)、雑役務費(機器据付費)、燃料費、委託費(上記経費に該当するもの。)	
	キ 救急救命士病院実習受入促進事業	—	1 か所当たり 1,369千円	救急救命士の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要なコーディネーター医給与(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)	2 分の 1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
				）、職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金（指導医謝金）、社会保険料（非常勤）	
	ク 自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業	一	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1) 協議会経費 1 か所当たり 406千円 (2) 指導者の養成経費 1 か所当たり 176千円 (3) 講習会等経費 1 か所当たり ア 初年度 10,963千円 イ 2年目以降 1,896千円 (4) 消耗品等交換普及啓発会議等経費 1 県当たり 800千円	自動体外式除細動器（AED）協議会に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。） 自動体外式除細動器（AED）指導者の養成に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。） 自動体外式除細動器（AED）の普及のための講習等に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金（講師謝金）、旅費、備品費（実習用備品）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。） 自動体外式除細動器（AED）の消耗品等交換普及啓発会議等のために必要な職員諸手当（非常勤（事務職員））、非常	2 分の 1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
			(5) 消耗品等交換促進事業 1 県当たり 1,291千円	勤職員手当（事務職員）、諸謝金、旅費（委員等旅費）、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費、社会保険料（非常勤（事務職員））、委託費（上記経費に該当するもの。） 自動体外式除細動器（AED）の消耗品等交換促進事業のために必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。）	
	ケ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業	－	事業に要した実支出額	救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）の運営に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金（委員謝金）、旅費（委員旅費）、備品費（システム機器）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料（建物、システム機器）、会議費、社会保険料、雑役務費（機器据付費）、燃料費、委託費（上記経費に該当するもの。）	3 分の 1
	コ 救急・周産期医療情報システム機能強化事業	－	35,555千円	救急医療情報システム及び周産期救急情報システムの機能強化に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費（システム機器）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料（システム機器）、会議費、社会保険料、雑役務費（機器据付費）、委託費（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
	サ 救急患者退院コーディネーター事業	—	1 か所当たり 9,724千円×事業月数 ／12	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、委託費(上記経費に該当するもの。)	3 分の 1
	シ 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	—	病院救急車の運転手を確保する場合 4,701 千円×確保月数 ／12	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、備品購入、通信運搬費、借料及び損料、消耗品費、保険料、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)	2 分の 1
(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業	周産期医療協議会等	次の(1)から(6)により算出された額の合計額とする。 (1) 周産期医療協議会 638千円 (2) 周産期救急情報システム事業 事業に要した実支出額 (3) 相談事業 ① 専門相談設置費 264千円×実施月数 ② 啓発普及費 199千円 (4) 周産期医療関係者の研修事業 879千円 (5) 周産期医療調査・研究事業 1,007千円 (6) NICU入院児支援事業 5,531千円	周産期医療対策事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費(広告料、機器据付費)、委託費	3 分の 1
		搬送コーディネーター	(7) 搬送コーディネーター事業 29,625千円		2 分の 1
	イ 周産期母	総合周産	次の(1)及び(2)により算出	総合周産期母子医療	3 分の 1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
	子医療センター運営事業	期母子医療センター	された額の合計額とする。 (1) 1 か所につき、該当する次の①から③により算出された額とする。(ただし、黒字の部門は算出対象から除く) ① MFICU運営費 (ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 2,236千円×病床数×事業月数/12 (イ) (ア)以外の民間病院等 6,111千円×病床数×事業月数/12 ② NICU運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 3,693千円×病床数×事業月数/12 ③ GCU運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 1,758千円×病床数×事業月数/12 (2) 搬送受入促進事業 1日につき1人当たり 13,570円	センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費	
		地域周産期母子医療センター	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 1 か所につき、該当する次の①から③により算出された額とする。(ただし、黒字の部門は算出対象から除く) ① MFICU運営費 (ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 7,923千円×病床数×事業月数/12	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費	3分の1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
			(イ) (ア)以外の民間病院等の場合 $11,423\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$ ② NICU運営費 (ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 $5,772\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$ (イ) (ア)以外の民間病院等の場合 $9,066\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$ ③ GCU運営費 (ア) 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 $915\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$ (イ) 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 $2,513\text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$ (2) 搬送受入促進事業 1日につき1人当たり 13,570円		
		母体救命強化加算	(3) 母体救命強化加算 産科、小児科(新生児)、麻酔科及び救急医療の関係診療科(脳神経外科、循環器内科、心臓外科等)を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れる体制を整える場合 $17,917\text{千円} \times \text{事業月数} / 12$とする。	関係診療科等との連携に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料	3分の1
		麻酔科医配置加算	(4) 麻酔科医配置加算 麻酔科医を確保する場合 $13,103\text{千円} \times \text{確保月数} / 12$	麻酔科医の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費)、光熱水料、印刷製本費、会議費、社	3分の1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
				会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費	
		臨床心理技術者配置加算	(5) 臨床心理技術者配置加算 臨床心理技術者を確保する場合 5,966千円×確保月数 ／12	臨床心理技術者の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費	3分の1
	ウ NICU等長期入院児支援事業	(ア) 地域療育支援施設運営事業	1か所につき、次により算出された額 23,985千円×事業月数 ／12 ※ 4床以上整備する場合は、1床あたり7,995千円を増額する。 (ただし整備は10床を限度とする。)	地域療育支援施設運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、委託費、燃料費、減価償却費	2分の1
		(イ) 日中一時支援事業	(1) 病床確保経費 1日1床あたり 29,110円 (2) 看護師等確保経費 看護師 1日6,350円 看護助手等 1日5,320円	日中一時支援事業に必要な次に掲げる経費 (1) 病床確保に係る経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費、減価償却費 (2) 患者を受け入れた場合における看護師等確保に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、社会保険料	3分の1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
	エ 妊婦の診療に係る医療提供体制整備事業	研修事業	1 か所当たり 1,590千円	研修事業に必要な非常勤職員手当、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、委託費（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1
		相談窓口事業	1 か所当たり 3,546千円	相談窓口事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、通信運搬費、委託費（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1
(3) 看護職員確保対策事業	ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業	－	次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 日本語習得支援事業 候補者等 1 人当たり 117千円 (2) 就労研修支援事業 1 か所当たり 461千円	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料）、報償費、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費	定額
	イ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業	－	1 か所当たり 365千円	看護職員就業相談員派遣面接相談事業に必要な旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、委託費（上記経費に該当するもの。）	定額
	ウ 助産師活用推進事業	－	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 協議会運営経費 1 か所当たり 2,102 千円 (2) 実態調査、相談・支援窓口経費 1 か所当たり 802千円 (3) 院内助産等普及促進経費 1 か所当たり 321千円	助産師活用推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費（上記に該当するものに限る。）	定額

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(4) 歯科保健医療対策事業	歯科医療安全管理体制推進特別事業	—	1 か所当たり 961千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費（上記に該当するものに限る。）	定額
(5) 院内感染地域支援ネットワーク事業	—	—	1 地域当たり 3,681千円	院内感染地域支援ネットワーク事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費、社会保険料（非常勤）、雑役務費、委託費（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1
(6) 地域医療対策事業	医療連携体制推進事業	—	1 か所当たり 5,240千円	医療連携体制推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、雑役務費（広告料、手数料）、燃料費、委託費	2 分の 1
(7) 医療提供体制設備整備事業	ア（ア）休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1) 人口10万人以上の場合 1 か所当たり 4,400千円 （ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては11,000千円を限度とする。） (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 1 か所当たり 3,300千円 （ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては、8,250千円を	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	3 分の 1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
			限度とする。)		
	(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 11,000千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の購入費	3 分の 1
	(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 22,000千円 (ただし、特別に必要ながある場合は、110,000千円を限度とする。) (2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 6,285千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 6,285千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要専用医療機器の購入費	3 分の 1
		心電図受信装置	1 か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入費	
	(エ) 救命救急センター設備整備事業	医療機器	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)から(5)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 256,300千円 (ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,470千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1 か所当たり44,000千円を加算することができる。) (2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 62,856千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 62,856千円 (4) 小児救急専用医療機器 1 か所当たり	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	3 分の 1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
			62,856千円 (5) 重症外傷専用医療機器 1 か所当たり 62,856千円		
		心電図受信装置	1 か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入費	
		無線装置	1 か所当たり 1,100千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第6により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	
		ドクターカー	1 か所当たり 58,737千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	2 分の 1
	(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	広範囲熱傷用医療機器	1 か所当たり 88,000千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	3 分の 1
		指肢切断用医療機器	1 か所当たり 8,542千円		
		急性中毒用医療機器	1 か所当たり 32,039千円		
	(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 22,000千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の購入費	3 分の 1
	(キ) 小児集中治療室設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 11,550千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の購入費	3 分の 1
	(ク) 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業	病院救急車	1 か所当たり 26,966千円	病院救急車及び病院救急車に搭載する医療機器等の購入費	2 分の 1
	イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備	(1) 支援側医療機関 1 か所当たり 25,073千円 (2) 依頼側医療機関 1 か所当たり ア 病院	遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	2 分の 1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
			29,159千円 イ 診療所 23,104千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、(1)と(2)の合計額とすることができる。)		
	ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模400万人以上の場合 1 か所当たり 33,000千円 (2) 都道府県人口規模400万人未満の場合 1 か所当たり 26,400千円 ((1) 及び (2) に新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあつては、9,900千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,650千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、16,500千円を限度とする。)	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	3 分の 1
	(イ) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模400万人以上の場合 1 か所当たり 46,925千円 (2) 都道府県人口規模400万人未満の場合 1 か所当たり 31,975千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	3 分の 1
		ドクターカー	1 か所当たり 32,039千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	
	(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 3,300千円×病床数 (※ただし10床分を限度とする)	地域療育支援施設として必要な医療機器等の購入費	2 分の 1
	エ 共同利用施設設備整備事業	共同利用高額医療機器	1 か所当たり 220,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3 分の 1

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
	オ (ア) 基幹災害拠点病院設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 32,039千円	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3 分の 1
		緊急車両	1 か所当たり 31,865千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。)	緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費	
	(イ) 地域災害拠点病院設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 19,224千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3 分の 1
		緊急車両	1 か所当たり 31,865千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。)	緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費	
	(ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業	N B C 災害・テロ対策用医療機器等	1 か所当たり 33,762千円	N B C 災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	2 分の 1
	(エ) 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 43,914千円	航空搬送拠点臨時医療施設として必要な医療機器等の購入費	2 分の 1
	(オ) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業	システム端末等	1 か所当たり 8,676千円	災害拠点精神科病院及び D P A T 先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	2 分の 1
	(カ) 医療施設非常用通信設備整備事業	通信設備	1 か所当たり 741千円	災害時における通信手段の確保を図るために必要な通信設備の購入費	3 分の 1
	(キ) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 19,224千円	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費	3 分の 1
		緊急車両	1 か所当たり 31,685千円	緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を	

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
				含む。)の購入費	
	力 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置	1 か所当たり (1) 多人数用 14,080千円 (2) 単身用 7,150千円	人工腎臓装置の購入費	3 分の 1
	キ HLA 検査センター設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 22,000千円	組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存器の購入費	2 分の 1
	ク 院内感染対策設備整備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 1 か所当たり (1) 50床未満 1,066千円 (2) 50床以上100床未満 1,386千円 (3) 100床以上200床未満 2,243千円 (4) 200床以上300床未満 3,416千円 (5) 300床以上 4,590千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	3 分の 1
	ケ 環境調整室設備整備事業	検査機器	1 か所当たり 38,762千円	環境調整室に必要な検査機器(化学物質注入装置、化学物質分析装置、近赤外線ヘモグロビン酸素濃度測定器)の購入費	3 分の 1
	コ 内視鏡訓練施設設備整備事業	手術台等	1 か所当たり 220,000千円	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、无影燈、スコープ、光源装置等の購入費	2 分の 1
	サ 医療機関アクセス支援車整備事業	マイクロバス	1 台当たり 2,828千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費	3 分の 1
		ワゴン車等	1 台当たり 1,474千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費	
(8)	アスベスト	—	1 棟当たり	病院の石綿含有保温	定額

別表 4

1 事業名	2 下限額	
(7) 医療提供体制設備整備事業		
ア		
(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	1 品につき	33千円
(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	1 品につき	33千円
(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業(医療機器に限る。)	1 品につき	100千円
(エ) 救命救急センター設備整備事業(医療機器に限る。)	1 品につき	100千円
(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	1 品につき	100千円
(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	1 品につき	100千円
(キ) 小児集中治療室設備整備事業	1 品につき	100千円
ウ		
(ア) 小児医療施設設備整備事業	1 品につき	100千円
(イ) 周産期医療施設設備整備事業(医療機器に限る。)	1 品につき	100千円
(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業	1 品につき	100千円
エ 共同利用施設設備整備事業		
(ア) 公的医療機関等による共同利用施設		
(イ) 地域医療支援病院の共同利用部門	1 品につき	1,000千円
オ		
(ア) 基幹災害拠点病院設備整備事業(医療機器等に限る。)	1 か所につき	100千円
(イ) 地域災害拠点病院設備整備事業(医療機器等に限る。)	1 か所につき	100千円
(オ) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業	1 か所につき	100千円
(カ) 医療施設非常用通信設備整備事業	1 か所につき	33千円
カ 人工臓器装置不足地域設備整備事業	1 品につき	100千円
キ HLA検査センター設備整備事業	1 品につき	100千円
ク 院内感染対策設備整備事業	1 品につき	33千円
ケ 環境調整室設備整備事業	1 品につき	100千円
サ 医療機関アクセス支援車整備事業	1 品につき	33千円

(統合補助金の配分方法)

- 8 都道府県は、国から交付される統合補助金を事業者ごとに別表2の事業区分及び種目を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分、種目又は施設(地区又は市町村)の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

- (1) 統合補助金の配分の調整は、提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、統合補助金の全事業区分の範囲内で調整する。

- (2) 事業者配分する統合補助金の合計額は、全交付対象事業の交付算定基礎額の合計額の範囲内で調整する。

(交付の条件)

9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県又は広域連合が交付対象事業を実施する場合

ア 交付対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

エ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

カ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

キ 統合補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 6 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ク 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により統合補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、第 4 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ケ 統合補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県又は広域連合が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合

ア (1) のア、イ、ウ及びキに掲げる条件を遵守すること。

イ 都道府県又は広域連合は、国から概算払により統合補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

ウ 都道府県又は広域連合は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 都道府県又は広域連合から間接補助金の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに都道府県知事又は広域連合の長の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のアからオ及びケに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「広域連合の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「広域連合」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は広域連合の長の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(エ) 間接補助事業者が市町村又は特別区である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 6 号様式に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれ

れか遅い日まで保管しておかなければならない。

(オ) 間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(カ) 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第5号様式により速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事又は広域連合の長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(キ) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(ク) 4の(5)の事業において、公的団体に交付された間接補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。

(3) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (1) のア、イ、ウ及びキに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と、「第6号様式」とあるのは「第6号様式に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金（市町村が補助する事業のために支出す

る交付金をいう。以下同じ。)に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者(市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。)に交付しなければならない。

ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のアからオ及びケに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「統合補助金」とあるのは「市町村補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) (2) のウの(ウ)、(オ)から(キ)に掲げる条件

この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「第5号様式」とあるのは「第5号様式に準じた様式」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

エ ウにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

オ ウにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (2) 及び(3)により付した条件に基づき都道府県知事又は広域連合の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事又は広域連合の長が第2号様式による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途示す期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

る。

なお、申請書を提出するに当たって、統合補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

- 11 この統合補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10 に定める申請手続に従い、毎年度 1 月 20 日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 12 厚生労働大臣は、10 又は 11 による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（統合補助金の概算払）

- 13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（実績報告）

- 14 都道府県知事又は広域連合の長は、第 3 号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（9 の（1）のイ又は（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、10 に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって統合補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを統合補助金から減額して報告しなければならない。

（統合補助金の返還）

- 15 厚生労働大臣は、交付すべき統合補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える統合補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 16 特別の事情により 6、10、11 及び 14 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別添 1)

診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ 1 日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日	
休日 A	午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの
休日 B	
休日 C	午前 8 時から午後 1 時まで診療を行うもの又は午後 1 時から午後 6 時まで診療を行うもの
夜間	午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日 A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

②休日 B、休日 C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く月曜日から土曜日の間に 1 日のみとする。

(別添 2)

救命救急センターの評価基準

- 1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。

また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。

記

厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「救命救急センターの充実段階評価について（依頼）」〔別途通知〕

- 2 交付申請前年の調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を四段階（S、A、B、C）に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。

- | | | |
|-----|----------------|------|
| (1) | 充実段階 S 及び A は、 | 100% |
| (2) | 充実段階 B は、 | 90% |
| (3) | 充実段階 C は、 | 80% |

- 3 交付申請年度に救命救急センターを開設し、交付申請前年の調査結果が無い場合、以下のとおりとする。

- 交付要綱 10 及び 11 に定める手続時には、見込みにより段階を決定し基準額を算出する。
- 交付要綱 14 に定める実績報告時には、交付申請年に実施した評価結果により基準額を算出する。

(別添 3)

◎ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

― 抜粋 ―

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適當であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。